

## さいたま市告示第 1 3 7 1 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 7 2 条第 1 項に規定する建築協定に係る公開による意見の聴取（以下公聴会という。）を行うため、さいたま市建築協定に関する公聴会規則第 2 条に基づき、下記のとおり公告する。

令和 7 年 8 月 2 1 日

さいたま市長 清 水 勇 人

- 1 対象建築協定  
小林住宅豊春ハイタウン建築協定
- 2 意見の聴取の事由  
建築基準法第 7 2 条第 1 項の規定により、関係人の出頭を求めて公開による意見の聴取を行わなければならないため
- 3 公聴会開催期日  
令和 7 年 9 月 1 日（月）午後 7 時 0 0 分から
- 4 公聴会開催場所  
小溝一丁目自治会館  
さいたま市岩槻区小溝 1 1 2